

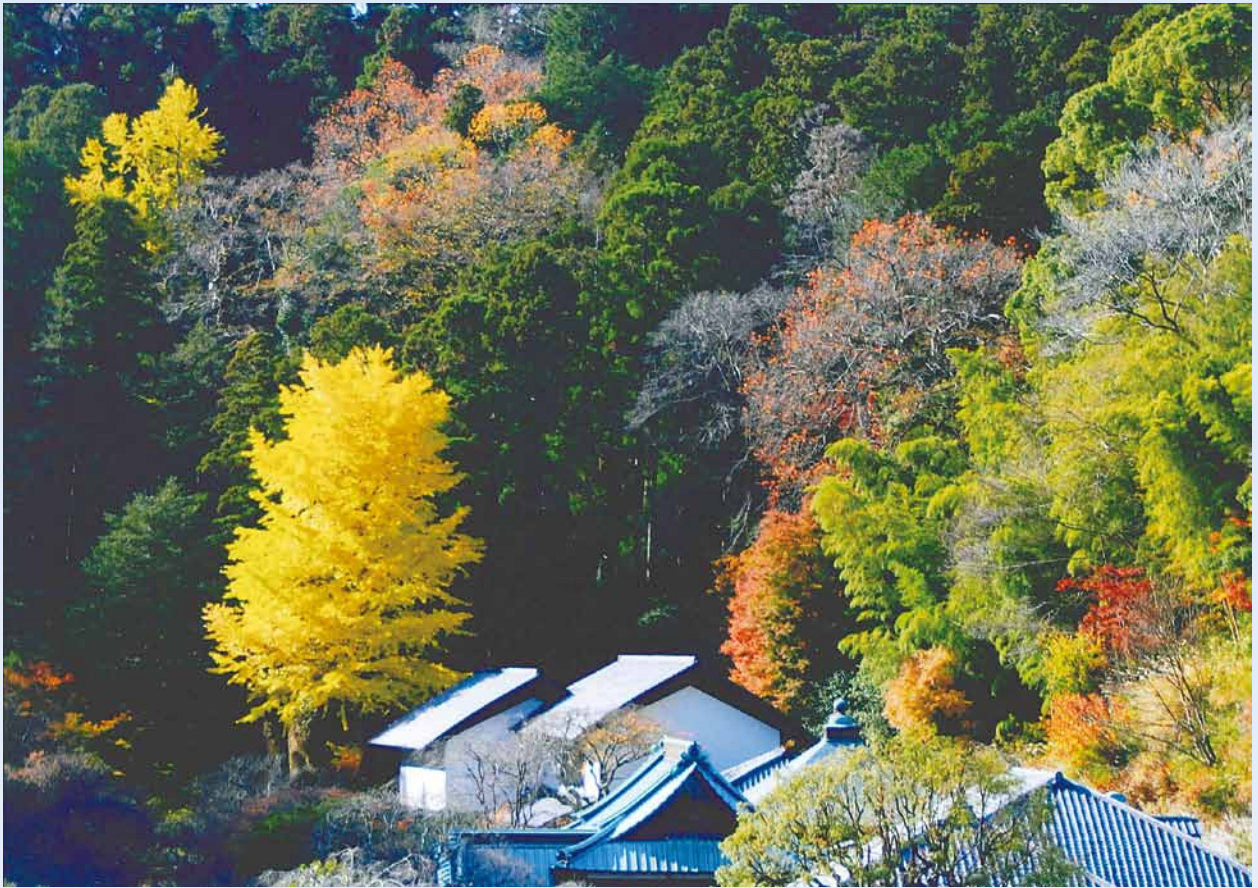
神 調 報

shin cyo hou

秋号

8・9・10

2014 No.423



 神奈川県土地家屋調査士会
<http://www.kanagawa-chousashi.or.jp>

ひとりごと

亡き友への誓い

今から12年前、二人の親友を亡くした。今年は13回忌にあたる。此のショッキングな出来事は、今の私に多大な影響を与えているのかもしれない。

平成14年5月上旬のある夜、「H君が測量中の事故で亡くなった…」との悲報が飛び込んできた。川での測量中、船から投げ出された仲間を助けようと、とっさに川に飛び込み溺れたという。H君は私の大学時代の最大の親友で、まじめで穏やかな性格で成績も優秀だった。実は、亡くなる数年前に、転職の相談を受け、測量会社に就職する事を勧めたのが私だった。もし私が転職を思い止まらせ、測量会社への就職を勧めていなかったら… H君の人生が33年で終わることは無かったのかもしれない。

同年8月、私の誕生日の翌早朝、電話の鳴る音と同時に妙な胸騒ぎを覚え反射的に電話を取った。するとWさんの奥様からの電話で「主人が亡くなりました…」。突然の病だったという。Wさんは私より少し年上で、私の同級生のお兄さんだった。Wさんは土地家屋調査士になってまだ数年だったが、先輩方の信頼厚く、期待の若手だった。当時まだ測量業のみで土地家屋調査士ではなかった私は羨望の眼差しでWさんに接していた。亡くなる前のある日「Wさん、今度、山の測量をやることになったので手伝ってもらえますか?」、Wさん「俺、高校の時、山岳部だったから山は得意だよ!まかせてよ!」。2人で杭等を山頂に荷揚げし、Wさんは私の倍の荷物を運んでくれた。そして、本格的な測量を前に、前祝と称し、居酒屋とカラオケで大いに英気を養った。その数日後、Wさんは突然の病でこの世を去った。37年の人生だった。

どんなに無念であったろうか。今もし存命だったら其々大いに活躍をしていただろう。そんな彼らを意識する想いが、今の私の仕事に対するモチベーションになっているのかもしれない。彼らの分までとは言わないが、この職業を天職とし全うする事を改めて彼らに誓いたい。そして願わくば、彼らのように人生の終わりの直前までこの仕事を続けていられたなら本望である。今も彼らの遺品の測量機材とともに現場に向かっている。

湘南第二支部広報員 西野 稔

表紙

『鎌倉の紅葉』

写真・文 横浜南支部 佐藤 静子

北鎌倉駅を下りて歩いて5~6分の円覚寺内にある19の塔所(たちゅう)のひとつ 帰源院(きげんいん)から撮りました。

常緑樹の中に黄金色がとても鮮やかでした。

ホームページによれば帰源院には夏目漱石が1894年(明治27年)末から翌年にかけて参禅。

その体験は小説『門』に描かれたとのこと。

目次

公嘱だより	2
政治連盟レポート	3
全国一斉不動産表示登記無料相談会	4
第15回パンキン争奪マラソンスイミング大会	7
神奈川工業高等学校出前授業	8
誌上研修 平成25年度土地家屋調査士試験問題 解答と解説 その3	10
調査士ねっとわーく	19
餅田副会長からのメッセージ	21
新入会員自己紹介	22
スキー同好会からのお知らせ	22
編集後記	23
会員異動	

土地家屋調査士倫理綱領

1. 使命

不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

2. 公正

品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。

3. 研鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

会務日誌 (抄) <平成26年6月24日～平成26年9月19日>

6月

25日 登記相談会 4件(大野相談員)
25日 第2回業務部会
27日 第2回総務部会
27日 第3回財務部会

7月

1日 第4回常任理事会
6日 関ブロ第60回定例総会
(常任理事会構成員9名)
9日 登記相談会 2件(関田相談員)
9日 第3回非違行為対策特別委員会
11日 第2回研修運営委員会
16日 第2回理事会
17日 第3回ADR・筆界特定・
境界鑑定推進委員会
19日 地籍問題研究会
第10回定例研究会
(石井部長、小笠原委員長)
23日 第3回研修部会
23日 登記相談会(石井相談員)
24日 第2回事故処理委員会
24日 第4回財務部会
24日 レディオ湘南ラジオ出演

(千田委員、田中委員)

25日 FMおだわらラジオ出演
(山口副委員長、田中委員)

28日 FMカオラジオ出演
(花上委員長、田中委員)

29日 第3回総務部会

29日 FMさがみラジオ出演
(加藤副委員長、田中委員)

30日 登記相談会 3件(村田相談員)

31日 全国一斉不動産表示登記
無料相談会

31日 第7回しずおか境界シンポジウム
(佐々木次長)

8月

1日 第3回業務部会

4日 第3回会館管理委員会

5日 第5回常任理事会

6日 登記相談会 4件(奥田相談員)

11日 第3回研修運営委員会

13日 登記相談会 1件(藤野相談員)

20日 第4回非違行為対策特別委員会

20日 無料相談会 3件(甘粕相談員)

25日 第4回総務部会

26日 第4回研修部会

27日 登記相談会 2件(小室相談員)

27日 第1回綱紀委員会

27日 第2回制度対策特別委員会

28日 第4回ADR・筆界特定・境界
鑑定推進委員会

28日 第2回支部長会議

9月

2日 神奈川県大規模災害対策士業
連絡協議会(鈴木副会長)

3日 登記相談会 4件(朝里相談員)

4日 第1回会員・一般研修会

9日 第6回常任理事会

9日 第4回研修運営委員会

10日 登記相談会 4件(小笠原相談員)

10日 第5回財務部会

16日 第4回業務部会

17日 登記相談会 3件(西田相談員)

17日 相談役会(常任理事会構成員
9名、海野名誉会長、椎橋相談
役、横山相談役、関相談役)

19日 第2回編集会議

19日 第2回広報部会

公 嘱 だ よ り

神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

平成19年6月頃から、神奈川県会計局指導課に、営業コード515不動産鑑定への委託、いわゆる種目「鑑定」である土地家屋調査士の身分を、営業コード「土地家屋調査士」へ改善交渉を重ねて要求していた。平成21年3月に神奈川県会計局指導課より、1通のファクシミリが神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会へ届き、細目コード「土地家屋調査士の業務に係る営業種目新設」のお知らせであった。4月1日から、神奈川県電子入札システム参加の県庁(各部署)・市町村の営業種目の全てが「鑑定」から「土地家屋調査士」に変更となり、土地家屋調査士の入札参加ができるようになった。

近年、業務受託の窓口が広がったにもかかわらず、官公署発注業務において、かなりの入札参加者があり、適切な価格の維持が危ぶまれているようである。原因は、適正価格の積算方法・入札価格の内容、ここ数年来の民間事件数の減少・デフレの後遺症の影響が考えられる。

公益社団法人神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の平成26年度事業計画に、不動産登記法第14条地図作成作業に参画するとある。入札による業務受託である。

平成16年横浜市南区中里3丁目からスタートした地図混乱区域解消の法第14条地図作成作業は、法務省が計画機関として実施し11年が経過した。横浜市・川崎市・横須賀市と3か所の都市部(約18ヶ所の地域)で、延べ面積約2・28平方キロメートルの実績に参画した。東急東横線で横浜から渋谷へ向かって、日吉駅(横浜市)と元住吉駅(川崎市)間の西側の丘陵地帯の地図混乱区域、約1平方キロメートルの法14

地図作成の区域は、3ヶ年の作業であったが圧巻である。下から見上げると、8から10階建のビルの高さに傾斜して住宅が密集しており、丘陵上は横浜市と川崎市の市境の道路がある。東の方面に多摩川がありその奥にある住宅密集地に東京タワーが見える。西の方面の一部にはのどかな田園風景があり、平成20年ころの道路状況は、土のデコボコした所もあった。現在は、マンホールが設置されアスファルト舗装の整理の行き届いた住宅街に変身した。

今年度の法14条地図作成作業の区域は、横浜市南区六ッ川2丁目の高速道路横浜横須賀道路ICの南側の一部であり、平成25年度(現在作業中)の南区六ッ川2丁目北側区域と接することになる。これでかなりの区域の地図混乱区域が解消される予定である。当初の作業区域の決定には、戸惑いを持っていたが、11年を経て1区域から集合区域への地図混乱解消の施策であると気が付いた。

公嘱協会26年度の事業計画の達成は、作業に従事している公嘱協会の社員、そして現場で指導・協力を頂いている法務局の担当職員のお蔭である。心から、感謝申し上げる。

受託した法第14条地図作成作業の現地説明会に参加しているが、年を重ねるごとに地域の地権者の感謝の気持ちがひしひしと伝わってくる。法第14条地図作成作業の評価が、円滑な不動産流通や経済効果の影響が大であることの証である。

公益社団法人 神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
代表理事 越智 眞琴

政治連盟レポート.....

神奈川県土地家屋調査士政治連盟

「県議会へ要望説明実施しました」

今年の夏に県議会に対して要望活動をしましたので、その概要を報告致します。

「予算要望ヒアリング」は、県議会議員に我が会の要望を聞いてもらい行政への反映を期するものです。

個別の日程は下記の通りでした。

平成26年7月9日

自民党神奈川県支部連合会

平成26年7月11日

公明党神奈川県議会議員団

平成26年7月16日

結いの党・日本維新の会

神奈川県議会議員団

平成26年7月17日

民主党・かながわクラブ

神奈川県議会議員団

平成26年7月25日

県政会神奈川県議会議員団

今年度の最大の要望事項は入札制度改善の要望です。その他としては表示登記推進(官庁所有不動産)及び2項道路の問題解決を説明し要望しました。

要望説明の中身は30分から1時間の与えられた時間の中で次のような説明をしました。

測量業関連では既に最低制限価格制度が導入されており、業務内容について見ると作業内容が大変似ており、調査士業が除外される理由がありません。

制限が導入されていないために最近の入札においても低率入札が続いており、平成24年度で45%、平成25年度でもやっと52%となっています。

熾烈な受注競争が何年も繰り返されていますが、低額受注は業務品質の低下と労働環境の悪化を招く恐ろしい現象です。当の発注側の官公署に危機意識がないのが不思議です。

折角、土地家屋調査士の専門家集団がおり、行政協力により厳格な登記をする能力を有しているにもかかわらず、その機会を失っています。

その一方で本来高度に安全指向で望むべき不動産の管理について無防備な対応を容認しているのが低額入札です。

県民にとって近い将来に不利益となって還元されることのない事を祈るしかありません。

官公署が低額入札でも品質が確保されているという「誤信」は一体どこから来るのでしょうか。

登記は単に公示しているだけで、その事実を保証する趣旨ではありません。

ならば誰が責任を持つのか。表示登記で言えば土地家屋調査士が丁寧な調査を行い、過去の登記事実を全て調べ、現在の境界と矛盾しない事を確認した上で、さらに関係地権者の理解と同意を得て登記申請にこぎ着ける事で支えています。

ある職員は、建築士が登記しても、測量士が登記しても、結果として登記出来れば同じ事と理解していると聞く。とんでもない事である。

この誤解を解消しなければ土地家屋調査士の存在はない。大変な事態であり、大変な誤解である。このような扱いが野放しになれば、県民に将来重大な損害をもたらすこととなる。

是非とも、議員各位はもとより、官公署の職員全てに正しい理解を求めたい。議員各位との勉強会なども有効に活用し、あらゆる機会を使って努力するしかない。

また、政治連盟だけでなく、岩倉会長を先頭に調査士会の本会も問題意識を持って協力を頂いており、共同して対応しています。土地家屋調査士の根幹に係わる問題として、今後も継続して努力をしていきます。会員各位におかれても引き続き御協力をお願い申し上げます。

(文責：神奈川県土地家屋調査士政治連盟 幹事長 甘利 雅雄)



全国一斉表示登記無料相談会

全国一斉不動産表示登記無料相談会のラジオCMと番組出演

神奈川県土地家屋調査士会では毎年7月31日の「土地家屋調査士の日」に、全国一斉不動産表示登記無料相談会を開催していますが、今年は新たな広報手段として神奈川県内のローカルFM局でのCM放送とFMヨコハマによる当日の現場レポート生中継を行いました。またCM放送に合わせ、県内4局のローカルFM局の番組に制度対策特別委員が生出演し、土地家屋調査士の紹介や相談会の告知を行いました。

ラジオ局との出演交渉や台本の準備など、制度対策特別委員の活動に感謝いたします。来年以降もぜひ続けたいと思います。放送日と出演者は以下の通りでした

- ・24日 レディオ湘南 出演 田中明子委員、千田俊雄委員
- ・25日 FMおだわら 出演 田中明子委員、山口宏幸副委員長
- ・28日 FMカオン 出演 田中明子委員、花上康一委員長
- ・29日 FMさがみ 出演 田中明子委員、加藤照土副委員長
- ・31日（相談会当日）

FMヨコハマ 出演 田中明子委員、山口宏幸副委員長

また、湘南第一支部と相模原支部の広報員から、番組出演の取材記事をいただきました。（広報部）

制度対策特別委員による レディオ湘南出演

7月24日（木）、制度対策特別委員会の千田俊雄委員、田中明子委員がレディオ湘南に出演し、土地家屋調査士制度に関する広報および7月31日に横浜そごう前で開催される全国一斉

不動産表示登記無料相談会に関する告知を行いました。

両委員の出番は13時からということで、12時半に、辻堂のミスターマックスにある放送ブースに集合となりました。両委員は緊張した様子もなく、特に、千田委員に関してはラジオ出演が初めてではないということもあり、非常に



ラックスしていました。また、両委員はラジオで告知すべき事項を原稿として非常によくまとめており、万全の体制、といったところでした。

13時ちょうどとなり、両委員の出番となりました。DJによる紹介、自己紹介に続き、土地家屋調査士とは何か、どのような業務を行っているのか、についての話題となりました。大変よくできた原稿をもとにしており、少し固いかな、音声のみのラジオ放送でもあり、伝わるかな、というのが正直なところではありましたが、間違いのない内容となっていたと思います。その後、Q&Aコーナーのような形になり、「境

界標が亡失してしまった場合はどうすれば良いか」「建物を新築したが、どうすれば良いか」といった質問がDJからされました。こちらの方はよく噛み砕いた、わかりやすいものになっていたと思います。

13時15分になり、両委員の出番が終了しました。この週は毎日2回、全国一斉不動産表示登記無料相談会に関する20秒告知がされることであり、多くの湘南地域の市民の皆様からの相談がよせられるのではないかと思います。(記事・写真 湘南第一支部広報員 後藤 宏史)

ラジオ放送生出演 ～FMさがみ～

7月29日の火曜日、相模原市にあるラジオローカル局『FMさがみ』で平日昼間の時間帯に放送されている看板番組、「とれたてランチBOX」に、制度対策特別委員会の加藤照士副委員長(相模原支部)と田中明子委員(湘南第一支部)が出演し、7月31日に開催予定の全国一斉不動産表示登記無料相談会の告知などを行いました。オンエア時間は11時45分から12時までの15分間、FMさがみのパーソナリティー、鈴木貴子さんの質問に二人が答える形で進行し、とても会話がはずみました。

話の内容は土地家屋調査士の仕事の説明に始

まり、高校での出前授業のこと、神奈川県土地家屋調査士会のホームページにリンクを貼っている田中委員のブログ「土地家屋調査士あっこたん」の紹介など盛りだくさん。そして最後に全国一斉不動産表示登記無料相談会への参加の呼びかけがなされました。

筆者はブース内で一部始終を傍聴していましたが、パーソナリティーの鈴木さんには私達の仕事が国民の財産の保全や不動産取引の安全に役立っている事が理解してもらえた、という印象を持ちました。

相談会が盛況に開催されることの一助になるに違いないと期待を持たせる放送でした。

(記事・写真 相模原支部広報員 大貫 公彦)



全国一斉表示登記無料相談会、集計表

相談者に関するデータ(抜粋)

		前回(平成25年)	今回(平成26年)
開催日		7月31日(水)	7月31日(木)
相談件数(件)		52	51
性別(人) (注1)	男性	23	22
	女性	31	30
	未記入	1	1
年齢層(人)	30～40代	7	4
	40～50代	4	3
	50～60代	10	15
	60～70代	14	17
	70～80代	7	9
	80～90代	4	1
	未記入	6	4
来会のきっかけ (人)	新聞折込	6	1
	新聞記事	—	2
	タウンニュース	8	20
	街頭ポスター	1	1
	本会から紹介	3	—
	県(市)の広報誌	1	1
	法務局から紹介	—	1
	友人から紹介	—	—
	ホームページ	7	5
	法務局ポスター	3	2
	ラジオCM	—	0
	通りがかり	16	15
	未記入	7	3
相談分野(件) (注2)	表示登記に関する相談	25	16
	権利登記に関する相談	10	11
	不動産管理等に関する相談	14	10
	建築に関する相談	3	3
	その他	—	11

(注1) 夫婦で相談に訪れた相談者もいるため、人数の合計と相談件数は一致せず。

(注2) その他の相談としては、相続税や固定資産税等税金に関する相談などがあった。

・今回は受付を廃止、相談者席(ブース)を前回の4箇所から5箇所に増強。混雑時の対応を強化した。



第15回 パンプキン争奪 マラソンスイミング大会

平成26年7月27日(日)本会が後援している、第15回パンプキン争奪マラソンスイミング大会(OWS=オープンウォータースイミング)に支部広報員として昨年に続いて取材に行ってきた。

場所は三浦海岸先の三浦市・菊名海岸で行われ、今年で15回目を迎えたパンプキン争奪マラソンスイミング大会会場である三浦市は、神奈川県東部の三浦半島南端に位置し、恵まれた自然環境を有し農業、漁業と盛んな町であります。

この大会の目的は、末永く遠泳できる綺麗な水質のまま次の世代に引き継ぐよう願うと共に、地元名産の三浦カボチャの宣伝と都心に近い割には過疎化が進んでいる三浦の町おこし、参加者及び協賛者の皆様のコミュニケーションの場として交流を深めることを目的としているということです。

大会実行委員長を務めるのは、本会会員である菱沼和久氏です。

今回は約300名の参加者(5キロの部149名+1キロの部148名)と陸上海上併せて約100名のボランティアが集まるかなり大規模な大会となり、巨大なゲートの脇及び県道沿いに神奈川県土地家屋調査士会の青い旗がなびいており、広

報活動が行われているのを確認しました。

(当日の日程)

09:30 開会式・コース説明

10:10 1キロの部スタート(制限時間40分)

11:20 5キロの部スタート(制限時間2時間40分)

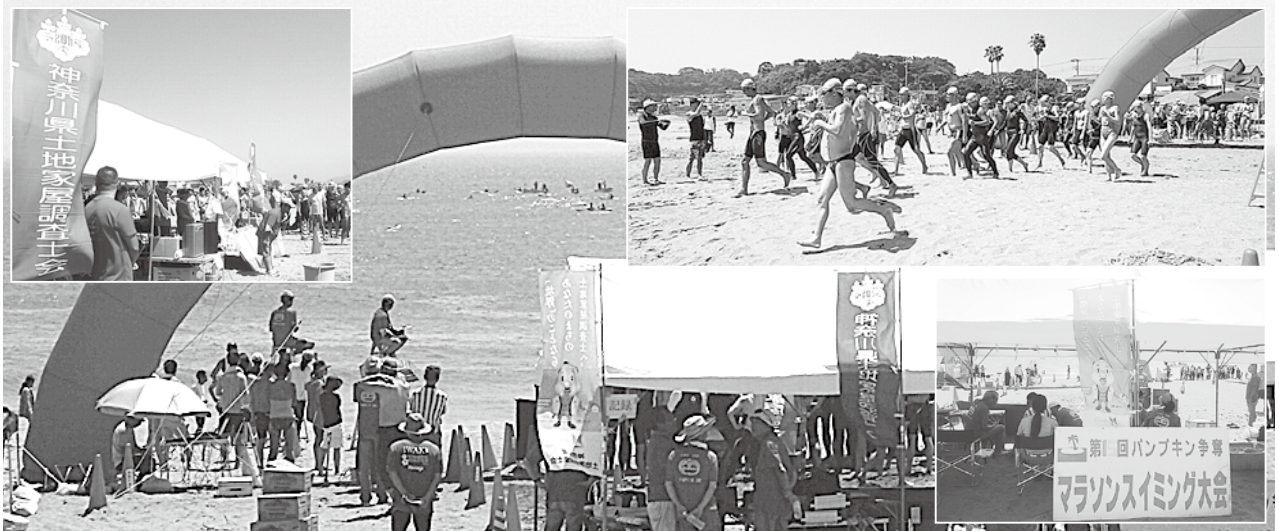
14:10 表彰式・閉会式

昨年と同様に、12時過ぎに横須賀で境界立会いが入っていたので、5キロの部スタートを確認した後、横須賀の現場へ行き立会い、杭埋設作業を行い完了後、会場へ戻ったのは何と15:30過ぎで表彰式・閉会式も終わっており、片付けもほぼ完了している状態でした・

参加賞として恒例の地元名産の三浦カボチャ(甘くて味が濃厚、絶品です)が進呈され、町おこしイベントとしての機能も果たしており、何よりも大きな事故など無かったので後援団体の広報員から見ても、無事終わったので良かったと思います。

会員の方の中でも、水泳が得意な方は是非参加してみてもは如何ですか!?

(記事・写真 横須賀支部広報員 福島 誠)





神奈川工業高校出前授業

残暑が厳しい中、9月3日に横浜東支部では、神奈川工業高等学校にて建築科の1年生を対象に3回目となる出前授業を実施致しました。支部長の挨拶から始まり、外業と内業の2グループに分かれ、外業グループは、設備の整っている室内で、機材を使用しての測量実習です。トータルステーションを使用し、測点を4カ所測量し、座標計算を使用しての求積方法を実際に体験してもらいます。



実際に測器に触れることで、測量というものを体験してもらいます。

4班に分かれ支部役員が生徒達に丁寧に観測の仕方を説明し、生徒達は交代で観測し、時折笑みをこぼしながらも真剣な表情で観測していました。生徒達と和やかな雰囲気の中、実習は進んでいきました。



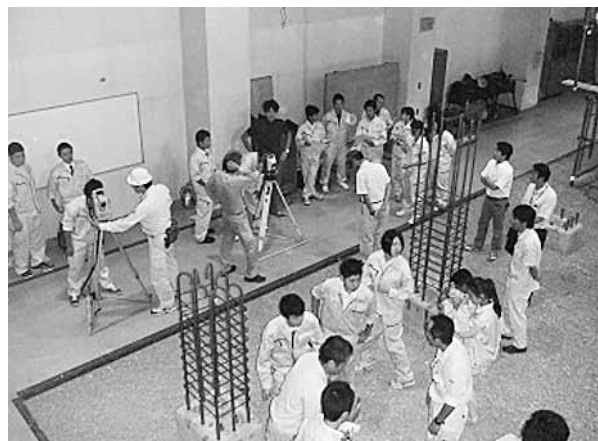
予め、我々で金属プレートを設置し、測点にプリズムミラーを立て、持ち方のポイントを丁寧に教え、生徒達は皆、気泡がずれないように慎重に持っていました。

測量実習に熱心な生徒もおり、積極的に講師陣に質問を投げかけておりました。良い経験になったと思われます。



生徒達は、建築科ということもあり、素直に講師陣の説明を受け、将来自分達の仕事に少なからずとも関わっていくものであるという認識をもって、真剣に実習に取り組んでいるのが窺えました。

本会からは、制度対策特別委員会の方々も多数で参加して下さり、迅速に生徒達に対応することができました。



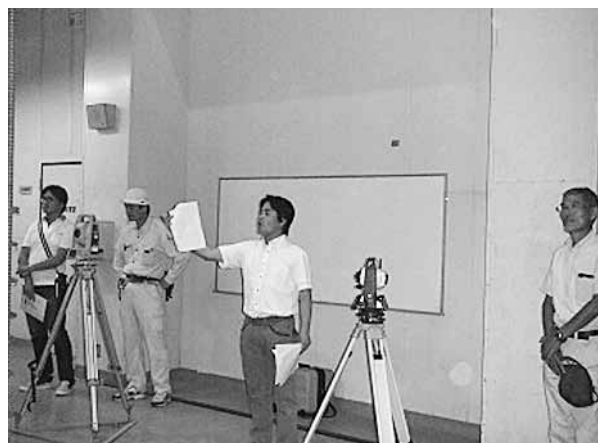
内業では、藤橋俊之会員が講師を務め、土地家屋調査士の業務内容の説明から始まり、不動産登記の建物認定について大船観音や鎌倉の大仏、氷川丸といったものの建物認定の可否について講義しました。また座標を使用したの求積方法についての説明をされ、講義の終わりには土地家屋調査士のリーフレット、蛍光ペン等を生徒達に広報の一貫として配布しました。



今回の出前授業を通して、僅かな生徒でも、我々の業種に少しでも興味、理解をして頂ければ幸いです。

来年度以降も趣向を変えながら生徒達に関わっていかれたらと思います。

生徒達への指導、講義をして頂きました制度対策特別委員会の皆様、支部役員の皆様お疲れ様でした。



(記事・写真 横浜東支部広報員 内田 博之)

誌上研修

(午後の部)

平成25年度 土地家屋調査士試験問題



解答と解説

その3



問 題

第11問 家屋番号に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 建物の分割の登記を申請するときは、分割前の建物の家屋番号を申請情報の内容とすることを要しない。
- イ 団地共用部分である旨の登記を申請する場合においては、団地共用部分を共用すべき者の所有する区分建物でない建物について当該建物の不動産番号を申請情報の内容とするときであっても、当該建物の家屋番号を申請情報の内容としなければならない。
- ウ 建物の登記について、当該建物の所在する土地の地番の更正の登記を申請したときであっても、当該建物の家屋番号の更正の登記を申請することはできない。
- エ 区分建物である建物の登記記録においては、区分建物の表題部に当該区分建物の家屋番号が記録されるほか、一棟の建物の表題部に当該一棟の建物に属する区分建物の家屋番号が記録される。
- オ 主である建物の所在する土地と附属建物の所在する土地が管轄登記所を異にする場合において、建物の表題登記を申請したときは、主である建物のほか、附属建物にも、家屋番号が付される。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第12問 建物の種類又は構造に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 屋根の種類が2種類である建物について、その建物の構造を定める場合には、屋根の種類による区分として、屋根全体の面積に対する割合が10%以上の屋根の種類により、定めなければならない。
- イ 床面積に算入しない部分があり、当該部分の屋根の種類と他の部分の屋根の種類が異なる建物について、その建物の構造を定める場合には、屋根の種類による区分として、床面積に算入しない部分の屋根の種類によって定めることを要しない。
- ウ 建物を階層的に区分してその一部を1個の区分建物とした区分建物である建物の登記記録の表題部においては、最上階の区分建物についてのみ、その専有部分の建物の表示欄中の構造欄に屋根の種類が記録される。
- エ 建物の主な用途が2以上の場合には、当該2以上の用途により、建物の種類を定める。
- オ 建物の各利用部分ごとに用途を異にして利用されている形態にある建物の種類は、「多目

的ビル」と定める。

- 1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第13問 建物の床面積に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているものは、**幾つあるか。

- ア 建物の一部が上階まで吹抜になっている場合には、その吹抜の部分も、上階の床面積に算入する。
- イ 地下街の建物の床面積は、常時一般に開放されている通路及び階段の部分を除き、壁又は柱等により区画された部分の面積により、定める。
- ウ 建物の内部と外部にまたがってダストシュートがある場合には、その外部にある部分は、各階の床面積に算入しない。
- エ 柱又は壁が傾斜している場合の床面積は、各階の床面の接着する壁その他の区画の中心線で囲まれた部分による。
- オ 出窓は、その高さが1.5メートル以上のもので、その下部が床面と同一の高さにあるものに限り、床面積に算入する。

- 1 1個 2 2個 3 3個 4 4個 5 5個

第14問 建物の表示に関する登記の申請における添付情報に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているものは、**幾つあるか。

- ア 団地共用部分である旨の登記を申請する場合には、その旨を定めた規約を設定したことを証する情報を提供しなければならない。
- イ 法定代理人によって建物の表題登記の申請をする場合において、当該法定代理人の権限を証する情報として戸籍の全部事項証明書を提供するときは、当該戸籍の全部事項証明書は、作成後3月以内のものであることを要しない。
- ウ 登記名義人が同一である所有権の登記がある2個の建物の合体による登記の申請においては、当該合体に係る建物のうちいずれか1個の建物の所有権の登記名義人の登記識別情報を提供すれば足りる。
- エ 甲区分建物及び乙区分建物が属する一棟の建物が新築された場合において、甲区分建物の所有者Aが乙区分建物の所有者Bに代わって乙区分建物についての表題登記を申請するときは、代位原因を証する情報として、甲区分建物の表題登記の申請情報に添付したAが甲区分建物の所有権を有することを証する情報を援用することができる。
- オ 建物の表題登記を申請する場合に添付する表題部所有者となる者の住所を証する情報として、当該者に係る印鑑に関する証明書を提供することができる。

- 1 1個 2 2個 3 3個 4 4個 5 5個

第15問 相続があった場合の表示に関する登記の申請に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 区分建物である建物を新築した場合において、その所有者について相続があったときは、相続人は、被相続人を表題部所有者とする当該建物についての表題登記を申請することができる。
- イ 被相続人の名義で登記されている建物についての表題部の変更の登記を申請する場合においては、共同相続人の一人が当該申請をするときであっても、共同相続人全員に関する被相続人について相続があったことを証する情報を提供しなければならない。
- ウ 甲土地の所有権の登記名義人が死亡し、その相続人がA、B及びCである場合において、「甲土地から乙土地を分筆した上、分筆後の甲土地をAが相続し、乙土地をBが相続する」旨の内容の遺産分割協議書を相続があったことを証する情報の一部として提供すれば、A及びBが共同して当該土地の分筆の登記の申請をすることができる。
- エ 相続があったことを証する情報として戸籍の全部事項証明書及び遺産分割協議書を提供した場合には、「相続関係説明図」を提供すれば、原本と相違ない旨を記載した謄本を提出することなく、当該戸籍の全部事項証明書及び遺産分割協議書について原本の還付を請求することができる。
- オ 被相続人の死亡前に滅失した被相続人名義の所有権の登記がされている建物の滅失の登記の申請は、共同相続人の一人がすることができる。
- 1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

解答と解説

第11問 正解 4

解 説

ア：誤っている

建物の分割の登記を申請するときは、不動産番号(不登規1八・90)を申請情報の内容とした場合を除いて、申請の対象となっている分割前の建物の家屋番号を申請情報の内容としなければならない(不登令3八口・6①二)。

イ：誤っている

団地共用部分である旨の登記を申請する場合において、団地共用部分を共用すべき者の所有する建物が区分建物でないときは、当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号を申請情報の内容としなければならない(不登令3十三；別表の十九の項の申請情報欄イ)。ただし、不動産番号不登規1八・90を申請情報の内容としたときは、当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号を申請情報の内容とすることを要しない(不登令6②四)。

ウ：正しい

家屋番号は、登記所が、職権によって、一個の建物ごとに付すものであり(不登法45)、原

則として、地番区域ごとに建物の敷地の地番と同一の番号をもって定めるものとされている(不登規 112 ①本文)。不動産登記法第 53 条第 1 項は、建物の表題部の更正の登記の申請の対象とすることができる登記事項を列記して規定しているが、家屋番号(不登法 44 ①二)については、除かれている。

エ：正しい

区分建物である建物の登記記録においては、区分建物の表題部のうち専有部分の建物の表示欄中の家屋番号欄に当該区分建物の家屋番号が記録されるほか、一棟の建物の表題部のうち専有部分の家屋番号欄に当該一棟の建物に属する区分建物の家屋番号が記録される(不登規 4 ③; 別表三)。

オ：誤っている

家屋番号は、登記所が、職権によって、一個の建物ごとに付すものであり(不登法 45)、原則として、地番区域ごとに建物の敷地の地番と同一の番号をもって定めるものとされている(不登規 112 ①本文)。ただし、二筆以上の土地にまたがって一個の建物が存する場合には、主である建物(附属建物の存する場合)又は床面積の多い部分(附属建物の存しない場合)の存する敷地の地番と同一の番号をもって、主である建物が二筆以上の土地にまたがる場合には、床面積の多い部分の存する敷地の地番と同一の番号をもって定めるものとされ、建物が管轄登記所を異にする土地にまたがって存する場合には、管轄指定を受けた登記所の管轄する土地の地番により定めることとなる(不登準 79 三)。附属建物には、符号が付されるのであって(不登規 112 ②)、たとえ、管轄登記所を異にする場合であっても、本肢のように、主である建物のほか、附属建物にも家屋番号が付されるという取扱いにはなっていない。

第12問 正解 3

解 説

ア：誤っている

屋根の種類は、その主たる部分の構成材料により区分して定められ、その種類が異なる場合には、例えば「かわら・亜鉛メッキ鋼板ぶき」のように表示する(不登規 114、不登準 81 ②、昭和 46 年 4 月 16 日付民事甲第 1527 号各法務局長、地方法務局長宛民事局長依命通知; 二の(二))。また、屋根の種類が 2 種類以上で貫かれている場合の認定基準は、次のように表示する(昭和 63 年 3 月 24 日付け法務省民三第 1826 号民事局第三課長回答; 第五の 3)。

- ① 床面積に算入しない部分の屋根については表示の対象としない。
- ② 床面積に算入する部分の屋根面積の 30% 未満の種類屋根については表示の対象としない。
- ③ 屋根が 3 種類以上ある場合は、床面積に算入する部分の屋根面積を種類数で除して、おおむね平均値以上を占める部分の屋根のみ表示する。

イ：正しい

ア肢の解説を参照のこと。

ウ：誤っている

建物を階層的に区分してその一部を一個の区分建物とする場合において、建物の構造を記録するときは、屋根の種類を記録することを要しない(不登準 81 ③)。この場合には、当該区分建物が属する一棟の建物の表題部のうち、一棟の建物の表示欄中の構造欄に当該一棟の建物の屋根の種類が記録される(不登規 4 ③；別表三)。

エ：正しい

建物の種類は、建物の主な用途により区分して定められるが、建物の主な用途が二以上の場合には、当該二以上の用途により建物の種類を定めるものとされ、この場合には、その種類を例えば「居宅・店舗」のように表示する(不登規 113 ①②、不登準 80 ②)。

オ：誤っている

いわゆる雑居ビルのように、建物の主な用途が二以上の場合であるときは、その種類の定め方としては、例えば「事務所・店舗」のように併記すべきであり(『表示登記教材建物認定』3訂版 185頁・197頁参照)、「雑居ビル」、「多目的ビル」のように表示することは適当ではない(登記研究 507号)。

第13問 正解 2

解 説

ア：誤っている

建物の一部が上階まで吹抜になっている場合には、その吹抜の部分は、上階の床面積に算入しない(不登準 82 八)。

イ：正しい

地下停車場、地下駐車場及び地下街の建物の床面積は、常時一般に開放されている通路及び階段の部分を除き、壁又は柱等により区画された部分の面積により定める(不登準 82 四)。

ウ：誤っている

建物の内部に煙突又はダストシュートがある場合その一部が外側に及んでいるものを含む。)には、その部分は各階の床面積に算入し、外側にあるときは算入しない(不登準 82 十)。

エ：正しい

柱又は壁が傾斜している場合の床面積は、各階の床面の接着する壁その他の区画の中心線で

囲まれた部分により定める(不登準 82 九)。

オ：正しい

出窓は、その高さが 1.5 メートル以上のもので、その下部が床面と同一の高さにあるものに限りに、床面積に算入する(不登準 82 十一)。

第14問 **正解 1**

関係する法令 不動産登記令

第7条(添付情報)

- ① 登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。
- 一 申請人が法人であるとき(法務省令で定める場合を除く。)は、当該法人の代表者の資格を証する情報
 - 二 代理人によって登記を申請するとき(法務省令で定める場合を除く。)は、当該代理人の権限を証する情報
 - 三 民法第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わって登記を申請するときは、代位原因を証する情報
 - 四～五 略
 - 六 前各号に掲げるもののほか、別表の登記欄に掲げる登記を申請するときは、同表の添付情報欄に掲げる情報
- ②～③ 略

解 説

ア：正しい

団地共用部分である旨の登記を申請するときは、添付情報として、団地共用部分である旨を定めた規約を設定したことを証する情報を提供しなければならない(不登令 7 ①六；別表の十九の項の添付情報欄イ)。

イ：誤っている

代理人によって登記を申請するときは、法務省令で定める場合を除き、当該代理人の権限を証する情報を添付情報として提供しなければならない(不登令 7 ①二)。このような代理人の権限を証する情報を記載した書面であって、市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならない(不登令 17 ①)。法定代理人の権限を証する情報として提供される戸籍の全部事項証明書(戸籍法 120 ①、戸籍法施行規則 73 ①一)は、これに該当する。

ウ：正しい

所有権の登記がある建物の合体による登記等を申請するときは、その申請情報と併せて、当該所有権の登記名義人の登記識別情報を提供しなければならない(不登法 22 本文、不登令 8 ①二)。ただし、登記名義人が同一である所有権の登記がある建物の合体による登記等を申請するときは、当該合体に係る建物のうちいずれか一つの建物の所有権の登記名義人の登記識別情報を提供すれば足りる(不登令 8 ②二)。

エ：正しい

本肢のように、不動産登記法第 48 条第 2 項の規定により、甲区分建物の所有者 A が乙区分建物の所有者 B に代わって乙区分建物についての表題登記を申請するときは、代位原因を証する情報を添付情報として提供しなければならない(不登令 7 ①三)。この場合の代位原因を証する情報としては、代位者 A が同一の一棟の建物に属する甲区分建物の所有権を有することを証する情報がこれに該当するが、当該代位原因を証する情報は、甲区分建物の表題登記の申請情報に添付した A が甲区分建物の所有権を有することを証する情報(不登令 7 ①六；別表の十二の項の添付情報欄ハ)を援用することができる(不登規 37 ①、昭和 58 年 11 月 10 日付民三第 6400 号各法務局長、地方法務局長あて民事局長通達；第二の二の 2)。

オ：正しい

不動産登記先例によれば、住所地の市町村長の証明を得た印鑑証明書を添付書類として提出した場合、それに記載されている住所をもって住所を証する書面として取り扱って差し支えないとしている(昭和 32 年 5 月 9 日付民事三発第 518 号民事局第三課長事務代理電報回答、昭和 32 年 6 月 27 日付民事甲第 1220 号民事局長回答)。

第15問 正解 4

関係する法令 不動産登記法

第30条（一般承継人による申請）

表題部所有者又は所有権の登記名義人が表示に関する登記の申請人となることができる場合において、当該表題部所有者又は登記名義人について相続その他の一般承継があったときは、相続人その他の一般承継人は、当該表示に関する登記を申請することができる。

関係する法令 不動産登記令

第7条（添付情報）

① 登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

一～三 略

四 法第三十条の規定により表示に関する登記を申請するときは、相続その他の一般

承継があったことを証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長とする。第十六条第二項及び第十七条第一項を除き、以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）

五～六 略

②～③ 略

解 説

ア：正しい

区分建物である建物を新築した場合において、その所有者について相続その他の一般承継があったときは、相続人その他の一般承継人も、被承継人を表題部所有者とする当該建物についての表題登記を申請することができる（不登法 47 ②）。

イ：誤っている

被相続人の名義で登記されている建物について、相続人が数人いるときは、相続人は法定相続分の割合に応じて建物を取得し、当該建物は相続人の共有となる（民法 898）。本肢の場合、建物の表題部の変更の登記は、いわゆる報告的登記なので、相続人が数人いる場合には、共有物の保存行為として、そのうちの一人から申請することができる（民法 252 但書）。この場合には、被相続人について相続があったことを証する情報を添付情報として提供しなければならない（不登令 7 ①四）が、申請人となった者の相続証明情報を提供すれば足り、共同相続人全員について提供することを要しない（登記研究 111 号）。

ウ：正しい

土地の分筆の登記は、いわゆる形成的登記（創設的登記）なので、相続人が数人いる場合には、共有物の処分行為として、共同相続人全員から申請しなければならない（民法 251）が、共同相続人は、民法第 908 条の規定により被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の分割をすることができ（民法 907 ①）、この遺産の分割の効力は、相続開始の時にさかのぼって生ずる（民法 909 本文）。したがって、本肢の場合、甲土地については、共同相続人 A、B 及び C による遺産分割協議が成立したことによって、相続開始の時にさかのぼって A 及び B が相続したことになるから、その旨の遺産分割協議書を相続があったことを証する情報の一部として提供することにより、A 及び B が共同して当該土地の分筆の登記を申請することができる（登記研究 229 号）。

エ：誤っている

不動産登記先例によれば、書面申請において、相続があったことを証する書面として申請書

に添付された書面について原本の還付請求があった場合において、いわゆる相続関係説明図が提出されたときは、戸籍謄本又は抄本及び除籍謄本に限り、当該相続関係説明図をこれらの書面の謄本として取り扱って差し支えないものとしている(平成17年2月25日民二第457号民事局長通達；第一の七)。ただし、遺産分割協議書及び特別受益証明書について原本還付するためには、別途その謄本が必要である(平成16年度首席登記官会同等における質疑；第6の50)。したがって、本肢の場合、戸籍の全部事項証明書(戸籍法120①、戸籍法施行規則73①一)については、相続関係説明図を謄本として原本の還付を請求することができるが、遺産分割協議書については、その謄本を提出しなければならない。

オ：正しい

被相続人の死亡前に滅失した被相続人名義の所有権の登記がある建物についても、当該建物の滅失登記の申請をする場合には、相続人のうちの一人から申請することができる(昭和43年12月23日付民事三発第1075号民事局第三課長回答)。

受験勉強 プチアドバイス 書式編

① 筆記用具は同じものを使いましょう

- ・ボールペン、三角スケール、三角定規、電卓などは同じものを使い続けましょう。
- ・試験前に筆記用具を新調してはいけません。使い慣れたもので試験に臨みましょう。

② 作図は定規を使いましょう

- ・方位マークなどをフリーハンドで書くのはやめましょう。必ず定規を使って作図しましょう。

③ 計算ミスを防ぐ工夫をしましょう

- ・平成13年の本試験から、地積測量図(解答用紙)に求積表の記載は不要となったため、以前ほど作図に手間取ることはなくなりました。
- ・電卓で答えのみを求めたのでは、チェックが出来ません。計算用紙に計算式を書いておき、後でチェックできるようにしておくといいでしょう。
- ・いちいち計算式を書くのは時間の無駄に思えるかもしれませんが、自分の計算スタイルが確立すれば計算スピードは上がります。計算ミス(電卓の入力ミス)をしてしまつては、すべて無駄になってしまいます。ケアレスミスを防ぐ工夫をしましょう。

広報部

調査士 ねっとわーく

『 開 通 』

県西支部広報員 小 田 靖

読者の皆様がこの「調査士ねっとわーく」を読んでいただいている時期には、もうすでに過去の事になっていると思いますが、筆者がこの文章を書いている時期は7月上旬。ワールドカップで日本が予選敗退し意気消沈→決勝トーナメントが始まりスーパープレーに白熱している頃です。するどい方はお気付きかもしれませんがここまでの文章は去年、同時期に書いた「ひとりごと」をちょっと変更しただけです。(笑)

さて、タイトルの「開通」ですが神奈川に在住の皆様は当然把握しているかと思いますが、6月28日について圏央道の相模原～高尾山の区間が開通しました。これで「東名」→「中央道」→「関越道」が繋がりました。これで新潟方面に向かう時に東京の混雑している、環状八号線を通らないですむかと思うと涙がちょちょぎれそうです。(大げさ?)。

さっそく開通翌日の日曜日にドライブしましたが小田原厚木道路の「小田原西」から圏央道の「青梅」まで1時間で到着！あまりの早さにびっくりしました。青梅の鉄道公園で遊んだあと、^{ひのはら}檜原村で豆腐を買って帰っても余裕で明るいうちに帰ってこれたので運転疲れも全然なくちょっと感動しました。

また圏央道には思い出もあり、埼玉の測量会社に勤めていたころ、用地測量で「高尾山」→「相模原」の現場に行っていたので、「15年程前はこの辺りはなにもなく山だったな…」とか、その後東京の測量会社に勤めていたころ、あき

る野インターの工事測量を行っていたので「今走っている道路の橋脚の高さを測ったな…」とかなつかしみながらドライブしてきました。しかし、どうやら行きも帰りも同じことを言ったらしく嫁に突っ込まれたのでちょっと反省。(笑)ちなみに橋脚の高さを測る時、当然安全ベルトはしてありますが狭い橋脚の上に寝そべり、下をのぞきこまなければいけなかったので、若干高所恐怖症の自分の中では恐怖体験ベスト5に入ってます。

全然関係ない事も書いてしまいましたが、自分が住んでる地域からはあと圏央道の「関越道」→「東北道」が開通すれば首都高を通らないで東北方面に向かえるので、早く開通するのを楽しみに安全運転で過ごして行こうと思います。

ワールドカップ、どこが優勝したんだろ？

『整理整頓』

横浜北支部広報員 豊藏 康之

今年の冬には開業から8年になります。私の父も千葉で長年、調査士をして参りました(平成23年退会)。業務の遂行に伴い資料収集は当然の事でありますので、紙ベースの物は何時しか一部屋を充てがうことになります。皆さんは保管場所の確保を如何されていらっしゃるのでしょうか。

父から引き継いだ資料の電子媒体化(PDFファイルでCDに保管)を考えてみましたがスキナーで取り込むにしても、気が遠くなりそうな時間が掛かりそうです。せめて自分の資料

だけでもと思いましたが、容量の関係(どの程度の精細度で記録するのか)と記録媒体の安定性(CD-Rはデータの消失事故があるらしい)から処理方法を色々と考えては、結局のところは手を付けず仕舞いです。このままでは、あと数年で四畳半の部屋も飽和状態になるのは明らかです。

私の場合紙ベースの資料は毎年、35cm角位のダンボール箱で二箱ペース位でしょうか。良く吟味して保管しているつもりでも、それなりの量にはなります。

「原因があるから、この結果がでた。」と考えれば、業務の完了時点での保存資料の選定に問題があるのでしょうか。資料の重要度にランク付けをして(厳格に精査してから…)、処分出来る物は、意を決して処分する。

とは言いながらも先代の残した資料は、そう簡単には処分できません。判断を任されるにしても、その責任は重大です。住所証明書等の個人情報から、打合せの為に作成した図面など、その種類は多岐にわたると思います。お預かりした書類はお返しするといった方法も考えまし

たが何をもって、その書類の確認をしたのかと言う、記録の為にコピーをとる。その行為が保管する書類を増やす。

結局のところ、堂々巡りになってしまいます。悩むのは、止めにして書類に埋れて生きようか。保管資料の分類整理さえしておけば、生きている(業務をできる)間は、問題は起きないでしょう。但しその後は、如何すべきか方針を考えなければならぬ時期にきていると思います。調査士制度ができてから、どれだけの資料が、どれだけの調査士によって収集され、または作成されてきたことでしょう。個人では到底、判断できる問題ではないように思います。

私が資料を整理整頓していくなかで考えた事は、調査士の収集または、作成した資料は国民の財産を保全する為の補助的な資料と考え調査士会として、保管できるものは、電子媒体化して保管するなどの方法があると思います。その情報量は登記記録を遥かに凌駕するものと思われます。

管理には、かなりの問題があると思いますが議論すべき時期ではないでしょうか。

財務部からのお知らせ

法律・税務・労務相談

随時！相談内容は自由です！

顧問弁護士・税理士・社労士による無料法律・税務・労務相談
をご利用下さい。 相談時間は30分です。

申込書など
詳しくは

本会ホームページ→会員の広場→福利厚生 をご覧ください。

ホームページをご覧になれない方は、本会事務局宛にお電話下さい。

神奈川県土地家屋調査士会事務局 TEL 045-312-1177

餅田慎治副会長からのメッセージ

今年の初め、餅田慎治副会長が脳梗塞で倒れ、現在リハビリ中であることは皆さんご存知のことと思います。頑張っている副会長から神調報に投稿を頂きました。経験者にしか分からない貴重なメッセージだと思います。

日頃の健康への気遣いは充分か、万が一病に倒れたとき受託した仕事はどうするか、保険は大丈夫か等々、会員の皆様が考えるきっかけになれば、と思います。 広報部

それは何の前触れもなく突然襲って来ました。

新年早々の1月2日未明、体が不自由な父親の様子を見に行く際、脳梗塞を発症しました。意識を失いかけ危険と判断し運転中だった為、道路左側に自爆して停止、そのまま意識を失いました。深夜ということもあり救急搬送が遅れ、運ばれたのは早朝の7時。発症から4時間という致命的な時の経過です。

目が覚めたのは横浜市民病院の病室でした。

心配して集まった友人たち数十人に囲まれて、目は覚めたものの体の左半分が動かず感覚がありません。後遺症がガッツリと残り、いままで積み上げてきた物が一瞬で崩れました。立ち上がる事もできないまま入院を余儀なくされた数日後、父が見舞に訪れ、労いの言葉をかけてくれるかと思いきや、「なんでこうなったかわかるか？バチだな。」と…。

思わず病室から飛び下りたくなりました。

仕事も出来ず何ら収入もないまま半年が経過しましたが、無収入の半年間はかなり困難です。頑なに値下げしなかったことが報われました。『自営業』は、『自衛業』。自分の身は自分で守らなければ誰も助けてはくれません。

現在リハビリが効を奏し何とか歩行する程度にはなりましたが、まだまだ独りではなにも出来ません。

皆様もお身体をご自愛下さい。

副会長 餅田 慎治

財務部からのお知らせ

人間ドック・健康管理

～年に1度は人間ドックで健康チェックを受けましょう～
 神奈川県土地家屋調査士会では、6箇所の医療機関と契約しております。
 健康な毎日のために、年1回の健診を受けましょう。

詳しくは

本会ホームページ→会員の広場→福利厚生 をご覧ください。

ホームページをご覧になれない方は、本会事務局宛にお電話下さい。

神奈川県土地家屋調査士会事務局 TEL 045-312-1177

新入会員自己紹介



横浜東支部 松田 栄作

不思議なものです。二十代前半にこの仕事はどんなことをするのだろうと好奇心から扉をたたき、地元徳島の司法書士・土地家屋調査士事務所で何年か働きました。そのとき公務員試験の方に合格してしまい12年間県職員として働きました。そして公務員のときにカトリックの神父を目指せるというめずらしい機会に恵まれ、神学校へ入りましたが3年で転向することになりました。こ

のとき選んだのが若い時に経験していた登記・測量の仕事でした。2年ほど勉強しなおして資格を取り、横浜で1年程実務経験を積んで開業しました。

不思議なものです。今はもう44歳になりますが、若い頃好奇心から何となく門をたたいた仕事が自分の適職だと思った訳です。若い時にいろいろ経験しておくのは無駄にはならないものだなと実感している今日この頃です。

これから関わって行く皆様、どうぞ宜しくお願い申し上げます。



スキー同好会

お知らせ

2015年スキー遊びの募集について

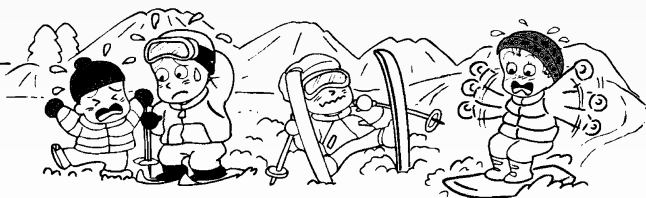
スキー同好会事務局 小橋 登

足腰の痛い年頃になりました。
スキーをやっていた人、やっている人で足腰の痛い人はあまりいません。
おそらくボケの人もいないと思います。
脳を若く保つ為にも、是非スキーを。まだ手遅れではありません。

下記のとおりお知らせいたします。

記

日 時	平成27年 1月16日(金)～19日(月)まで
場 所	田代スキー場
宿	ロジumontゼー
費 用	¥22,000 -
申込締切日	平成26年12月31日



申込先	小橋 登	TEL 042-776-5352	FAX 042-776-1888
	佐藤 静子	TEL 045-701-6866	FAX 045-701-6020

編 集 後 記

もう過去の話ですがワールドカップはドイツが優勝しましたね。いや～強かった。話は変わって息子が今年から小学生なのですが、いま夏休み中です。学生だった時は当然のように思っていたのですが、一か月以上休みがあるのは社会人となった今では考えられません。朝、自分が仕事に出るとき、まだ寝ている息子がうらやましい今日この頃です。しかし、現実はその期間休んだら仕事したくなくなるだろうな～。(笑)

(小田 靖)

8月に広島県広島市で発生した大規模土砂災害は決して他人ごとではない。

私の自宅は里山に位置し、自宅の後ろには砂防指定された河川があり、その上流付近には、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域に指定されている場所がある。また、付近には、山を切り崩した絶壁がそびえ立つ。何れは何かしらの土砂災害に見舞われるかもしれない。覚悟はしているが、どうなるかなど想像もつかない。とりあえず、異常を感じたら、一目散にその場を離れ逃げるのが重要なのだろう。

(西野 稔)

毎年極端な気候変動に悩まされ、現場の段取りも大変だと思っているのは自分だけではないでしょう。蚊を媒介とする伝染病に怯えながらの現場作業。

感染した時が、休み時なのでしょう。調査士は、年中無休ですから。(とよぞう)

会員のみなさま、ローカルFMでの「登録無料相談会」告知CM、告知生放送および開催日のFM横浜生放送をお聞きいただいたでしょうか。相談会を機会として土地家屋調査士をよりひろく認知してもらおうとの目的で制度対策特別委員会のメンバーが素晴らしいチームワークと行動力で実現したものです。担当のFM局を決定し、その数日のうちに各局との交渉をまとめ、さらに自ら出演して土地家屋調査士制度と無料登録相談会を告知してもらいました。神調報を通じて支部、委員会、各部等の動きをさらにお知らせできればと思います。

(上田 尚彦)

広報担当副会長
広報部長
広報部次長
広報部理事
広報部理事
広報部理事
支部広報員

朝岡道久
中川裕久
上田尚彦
星野隆夫
三浦正樹
野口讓
川又康司
小松崎仁
内田博之
豊藏康之
深瀬光正
福島誠

後藤宏史
西野稔
大貫公彦
三枝慎一郎
島村賢靖
小田靖

発行 神奈川県土地家屋調査士会
横浜市西区楠町18番地
TEL (045) 312-1177(代)
FAX (045) 312-1277
E-mail
info@kanagawa-chousashi.or.jp

発行者 神奈川県土地家屋調査士会
会長 岩倉弘和

印刷所 昭英印刷株式会社
大和市鶴間1-21-11
TEL (046) 261-0844(代)